

4. 水質検査結果

(1)放流水を対象とした定期検査（月1回）

(採水地点：水処理施設の消毒槽)

試料採取日 (結果報告收受日)	令和5年									令和6年			排水基準	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	※1) 法定基準	※2) 自主基準
検査項目														
水温 (°C)													—	—
水素イオン濃度 (pH)													5.8~8.6	6.5~8.5
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)													60以下	20以下
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)													90以下	40以下
浮遊物質 (SS) (mg/L)													60以下	20以下
溶解性鉄含有量 (mg/L)													10以下	10以下
大腸菌群数含有量 (個/cm ³)													3,000以下	3,000以下
窒素含有量 (mg/L)													120以下	120以下
水質異常時の措置	異常の有無												—	—
	措置年月日												—	—
	措置の内容												—	—

令和4年度をもって水質検査を終了

※1 排水基準の法定基準とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ」で定める基準値である。

※2 排水基準の自主基準とは、上記基準に上乘せする形で設定した施設基準値である。

(2)放流水を対象とした多項目検査

(採水地点：水処理施設の消毒槽)

検査項目	試料採取日(結果報告收受日)	※1)「省令第1条第2項第14号ハ」に掲げる項目	※2)「省令第1条第1項第3号ロ」に掲げる項目	※1)省令で定める排水基準	※3)許容限度
水 温	(°C)				—
アルキル水銀化合物	(mg/L)			検出されないこと	—
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	(mg/L)			0.005 以下	—
カドミウム及びその化合物	(mg/L)			0.03 以下	—
鉛及びその化合物	(mg/L)			0.1 以下	—
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラチオン、フェンチオン、ベンゼンホスホネート(別名 EPN)に限る。)	(mg/L)			1 以下	—
六価クロム化合物	(mg/L)			0.5 以下	—
砒素及びその化合物	(mg/L)			0.1 以下	—
シアン化合物	(mg/L)			1 以下	—
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)			0.003 以下	—
トリクロロエチレン	(mg/L)			0.1 以下	—
テトラクロロエチレン	(mg/L)			0.1 以下	—
ジクロロメタン	(mg/L)			0.2 以下	—
四塩化炭素	(mg/L)			0.02 以下	—
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)			0.04 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)			1 以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)			0.4 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)			3 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)			0.06 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)			0.02 以下	—
チウラム	(mg/L)			0.06 以下	—
シマジン	(mg/L)			0.03 以下	—
チオベンカルブ	(mg/L)			0.2 以下	—
ベンゼン	(mg/L)			0.1 以下	—
セレン及びその化合物	(mg/L)			0.1 以下	—
1,4-ジオキサン	(mg/L)			0.5 以下	—
ほう素及びその化合物	(mg/L)			50 以下	—
ふっ素及びその化合物	(mg/L)			15 以下	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/L)			200 以下	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	(mg/L)			5 以下	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	(mg/L)			30 以下	—
フェノール類含有量	(mg/L)			5 以下	—
銅含有量	(mg/L)			3 以下	—
亜鉛含有量	(mg/L)			2 以下	—
溶解性マンガン含有量	(mg/L)			10 以下	—
クロム含有量	(mg/L)			2 以下	—
燐含有量	(mg/L)			16 以下	—
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)			—	10 以下
水質異常時の措置	異常の有無			—	—
	措置年月日			—	—
	措置の内容			—	—

※1 省令とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」のことである。

※2 省令とは、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく最終処分場の維持管理の基準を定める省令」のことである。

※3 許容限度とは、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2」で定める許容限度のことである。

(3)周辺地下水を対象とした定期検査（月1回）

（採水地点：地下水観測井）

試料採取日 （結果報告收受日）		令和5年									令和6年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
※1)検査項目														
上流側	水温 (°C)													
	塩化物イオン (mg/L)													
	電気伝導率 (mS/m)													
下流側	水温 (°C)													
	塩化物イオン (mg/L)													
	電気伝導率 (mS/m)													
水質異常時の措置	異常の有無													
	措置年月日													
	措置の内容													

※1 検査項目は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号ハ」に準じた項目である。

※2 上表の[]内の数値は再検査結果の値である。

(4)周辺地下水を対象とした多項目検査

(採水地点：地下水観測井)

検査項目	試料採取日 (結果報告收受日)	※1)「省令第1条第2項第10号ロ」に掲げる項目		※2)「省令第1条第1項第1号ロ」に掲げる項目		※1) 省令で定める水質基準	※3) 環境基準
		上流側	下流側	上流側	下流側		
水温	(°C)					—	—
アルキル水銀	(mg/L)					検出されないこと	—
総水銀	(mg/L)					0.0005 以下	—
カドミウム	(mg/L)					0.003 以下	—
鉛	(mg/L)					0.01 以下	—
六価クロム	(mg/L)					0.05 以下	—
砒素	(mg/L)					0.01 以下	—
全シアン	(mg/L)					検出されないこと	—
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)					検出されないこと	—
トリクロロエチレン	(mg/L)					0.01 以下	—
テトラクロロエチレン	(mg/L)					0.01 以下	—
ジクロロメタン	(mg/L)					0.02 以下	—
四塩化炭素	(mg/L)					0.002 以下	—
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)					0.004 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)					0.1 以下	—
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)					0.04 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)					1 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)					0.006 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)					0.002 以下	—
チウラム	(mg/L)					0.006 以下	—
シマジン	(mg/L)					0.003 以下	—
チオベンカルブ	(mg/L)					0.02 以下	—
ベンゼン	(mg/L)					0.01 以下	—
セレン	(mg/L)					0.01 以下	—
1,4-ジオキサン	(mg/L)					0.05 以下	—
塩化ビニルモノマー	(mg/L)					0.002 以下	—
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)					—	1 以下
水質異常時の措置	異常の有無					—	—
	措置年月日					—	—
	措置の内容					—	—

※1 省令とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」のことである。

※2 省令とは、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく最終処分場の維持管理の基準を定める省令」のことである。

※3 環境基準とは、「ダイオキシン類対策特別措置法」に掲げる「水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」のことである。